# 科研

# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号: 14401 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2013~2014

課題番号: 25860381

研究課題名(和文)パーソナルゲノム時代のデータ共有における調査・研究

研究課題名(英文)Investigation of sharing personal genome data

#### 研究代表者

三成 寿作 (Minari, Jusaku)

大阪大学・医学(系)研究科(研究院)・助教

研究者番号:60635332

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、ヒトゲノム計画以降の国際的なデータ共有方針、及び、ヒトゲノム研究の推進国におけるデータ共有方針の変遷・経緯を明らかにするとともに、データ共有方針に関するルールや方法論について抽出・整理した。加えて、匿名化された遺伝情報の再識別可能性を中心に、データ共有に関連する倫理的・法的・社会的課題を特定し、この対応手法について提案を行った。

研究成果の概要(英文): In this study, I have investigated previous international agreements on data sharing as well as policies for genomic-data sharing in leading countries, and thus categorized practical methods and rules in data sharing policies. Furthermore, I have identified some ethical, legal and social issues related to data sharing, in particular, the identifiability of anonymized genomic data, and proposed some approaches to manage the identifiability.

研究分野: バイオエシックス

キーワード: 倫理的・法的・社会的課題 パーソナルゲノム データシェアリング 研究ガバナンス 科学技術政策

# 1.研究開始当初の背景

近年、ゲノム科学では、次世代シークエンサーの登場により、個人の(全)遺伝情報を取扱うパーソナルゲノム時代が到来している。米国では、すでに遺伝情報と電子カルテとの連携を進めることにより、ゲノム医療の礎を築き始めている。また研究面では、米国NCBIのdbGaP(database of Genotypes and Phenotypes)や欧州 EMBL/EBI の EGA (European Genome-phenome Archive)といった公的データベースを筆頭に、研究で得られた遺伝情報を研究者間で共有する施策を進めており、データ駆動型研究の推進に拍車をかけている。

このようなデータ共有施策は、生物医学研 究の中でも、ヒトゲノム研究において拡大・ 普及してきている。この一つの契機は、1990 年頃より始まる「ヒトゲノム計画」に見出す ことができ、最初のヒトゲノム解読にあたっ ては、迅速なデータ共有が大役を果たしてい る。この成果を受け、後続の「国際ハップマ ップ計画」や「1000 ゲノムプロジェクト」 「国際がんゲノムコンソーシアム」などとい った主要な国際研究プロジェクトが、データ 共有方針の導入を積極的に進めてきている。 また一連の研究プロジェクトを通じては、共 有される解析データの質や量が研究の進展 とともに大きく変化してきており、最近では、 個人の(全)遺伝情報を国際的かつ大規模に 共有し得る状況に至っている。

一方で、データ共有施策への対応は、「イ ンフォームド・コンセント」や「研究結果の 開示」などの対応とともに、パーソナルゲノ ム時代に取組むべき倫理的・法的・社会的課 題(Ethical, Legal and Social Issues: ELSI) の1つに挙がっている。これは、データ共有 の推進がプライバシーや機密性などの面で 高い社会的影響をもたらす可能性があるた めである。より具体的には、共有される解析 データが個人の(全)遺伝情報であるため、 悪用された場合、究極的には、研究協力者に 雇用や婚姻、保険加入などの面で不利益を与 え得るといった懸念がある。パーソナルゲノ ム時代には、このようなリスクが徐々に高ま ってきており、データ共有の推進においては、 従来通りの、迅速かつ広範なデータ共有施策 に加えて、研究協力者への十分な配慮を含め た倫理的対応が急務となっている。

#### 2.研究の目的

ゲノム科学では、次世代シークエンサーの登場により、研究協力者の(全)遺伝情報を国際的に共有し得る時代に入り、データ共有のあり方を再考する必要性が生じている。本研究では、ヒトゲノム計画以降の国際的なデータ共有方針、及び、ヒトゲノム研究の推進国におけるデータ共有方針の変遷を明らかにすることにより、今後のデータ共有方針のあり方を検討・展望することを目的としている。

#### 3.研究の方法

本研究においては、主要な政策的・倫理的 論点の明確化を図るため、国際的なデータ共 有方針が検討・策定されてきた国際会議に関 する資料・文献を詳細に調査する。なお、具 体的な国際会議としては、1996年のバミュー ダ会議、2003年のフォート・ローダーデール 会議、2009年のトロント会議に焦点を当てる。

またヒトゲノム研究の推進国におけるデータ共有方針に関して、詳細かつ網羅的な資料・文献調査を実施する。特に、ヒトゲノム研究を積極的に推進してきた米国のデータ共有方針の変遷を明らかにし、データ共有方針の策定にあたっての方法論や選択肢の抽出を行う。さらに、データ共有方針の実質的な運用を担う公的データベースのガバナンス・運用面における実態についても、資料・文献調査に加え、適宜、関係者にヒアリング調査を実施するにより、データ共有施策の実践面を補完する。

なお、「データ共有」に関連する ELSI についても適宜検討する。

#### 4.研究成果

研究成果欄においては、本研究を通じて得られた主要な成果について取り上げた。

## (1)国際的なデータ共有方針

3 つの国際会議において締結されたデータ共有方針(協定)について調査し、これまでの策定経緯や主要論点を特定した。

1996年のバミューダ協定以降、ヒトゲノム 研究においては迅速なデータ共有方針が慣 習化していく一方、2003年のフォート・ロー ダーデール協定以降は、ヒトゲノム研究での 成果を受け、同様の方針がプロテオーム研究 やメタボローム研究などの他の生物医学研 究にも波及していた。また 2009 年のトロン ト協定では、解析・情報技術の発展により、 個人識別可能性の高い解析データに関して は、プライバシー面への配慮を尊重する立場 が明確化していた。この他、フォート・ロー ダーデール協定以降、研究者が論文を発表す る前に解析データを公開する「論文発表前の データ公開 (prepublication data release)」 手法の導入や、データ生産者やデータ利用者、 研究資金配分機関を対象とする「三者の責任 (tripartite responsibility)」(トロント 会議ではジャーナルの編集者の責任も追加) の位置付け・具現化が主要課題であることを 突き止めた。

# (2)米国のデータ共有方針の変遷

米国において締結されてきたデータ共有 方針(主に NIH の施策)について分析を深 め、具体的なデータ共有施策の推進にあたっ ての歴史的展開と政策的特徴を浮き彫りに した。

米国は、1990年以降、積極的なデータ共有

施策を進めてきており、その対象は、ヒトゲ ノム研究から、ヒトを対象としないゲノム研 究、また他の生物医学研究へと拡大の一途を 辿っていた。また具体的なデータ共有方針の 対象は、研究費の申請額や試料数、解析手法 といったように、状況に応じながら様々な基 準に照らして策定・変更していた。特に、2007 年のゲノムワイド関連解析 (Genome-Wide Association Studies: GWAS)を対象とする 共有方針以降、解析データの共有には、プラ イバシーへの配慮から、「一般公開」と「制限 付き共有」という二段階アプローチを採用し ており、後者においては、データ共有におけ る利用者の審査を担うデータアクセス委員 会の設置・運用を積極的に推進していた。加 えて、これまでのデータ共有方針の策定にあ たっては、迅速なデータ共有とともに各利害 関係者の立場を配慮するため、解析データの 生産から登録、登録から共有、共有から研究 発表(論文発表を含む)という3つの期間を 調整することにより対応していることを見 出した。

(3)データ共有における利益と不利益 国内外のデータ共有方針の検討に加えて、 解析データの共有に伴う利益と不利益につ いて明確化した。

主たる利益としては、研究基盤の構築、デ ータ解析研究の推進、バイオインフォマティ シャンの育成と定着、不必要な重複研究の回 避、研究資金の交付における付加価値の増大 及び透明性の確保などを抽出した。一方、不 利益としては、とりわけ、研究協力者に対す るプライバシー面でのリスク、中でも「再識 別可能性」の問題を特定した。これは、研究 協力者のプライバシー保護のため、遺伝情報 を匿名化した場合でも、遺伝情報それ自体が 個人識別子となり得るため、個人識別可能性 が残存するという問題であった。このような 実証報告としては、SNPs については2004年、 GWAS 結果は 2008年、パーソナルゲノム解析 結果は 2013 年といったように、いくつもの 海外事例を確認できた。パーソナルゲノム時 代においては、解析・情報技術が発展する一 方、臨床情報の付随した個人の(全)遺伝情 報を幅広く共有し得るため、再識別可能性へ のリスク対応を喫緊の課題として選定した。

# (4)遺伝情報の再識別可能性への対応

再識別可能性への対応手法について動 向・実態を調査し、データ共有の今後の展望 について考察を深めた。

従来、迅速なデータ共有が進められてきた一方、現行の主要なデータ共有方針は、「匿名化された遺伝情報」に対し、「制限付き共有」手法を採用していた。しかしながら、最近では、「匿名化された遺伝情報」の一般公開を実施する「1000 ゲノムプロジェクト」や、遺伝情報の匿名化を必ずしも推奨しない「パーソナルゲノムプロジェクト」といった研究

プロジェクトが出現していた。これに関しては、解析データの一般公開や匿名化の不実施といった手法は、現時点では、その研究協力者への具体的な不利益を明確化できないというリスクがあるものの、「制限付き共有」に比べ、労力や時間、経費を大幅に削減し、かつ、極めて迅速なデータ共有を推進できるために有用、といった論調が目立った。こうした一連の経緯を踏まえ、現行の「制限付き共有」手法を軸に、今後、必要となる倫理的・政策的対応を提示するに至った。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

# [雑誌論文](計 6件)

三成寿作、パーソナルゲノム時代の解析データの共有 データ公開・共有方針と倫理的対応、医療・生命と倫理・社会、査読無、Vol.12、2015、pp.105-114

Minari J, Teare H, Mitchell C, Kaye J and Kato K. The emerging need for family-centric initiatives for obtaining consent in personal genome research. Genome Medicine, 查読有、6:118, 2014.

doi:10.1186/s13073-014-0118-y

Minari J, Chalmers D. and Kato K. Return of genetic research results: the Japanese experience and its implications for the international debate. SCRIPTed, 查読有、11:2, 2014, pp.180-192.

doi: 10.2966/scrip.110214.180

Yoshizawa G, Ho CW, Zhu W, Hu C, Syukriani Y, Lee I, Kim H, Tsai DF, Minari J, Kato K. ELSI practices in genomic research in East Asia: implications for research collaboration and public participation. Genome Medicine. 查読有、6:39, 2014.

doi:10.1186/gm556

Minari J, Shirai T and Kato K. Ethical considerations of research policy for personal genome analysis: the approach of the Genome Science Project in Japan. Life Sciences, Society and Policy. 查読有、10:4, 2014.

doi:10.1186/s40504-014-0004-9

<u>三成寿作</u>、加藤和人、パーソナルゲノム時 代の研究ガバナンス、医薬ジャーナル、査読 無、Vol.50、2014、pp.55-58

#### [学会発表](計 5件)

Minari J, Hanabusa Y, Toda S, Nagami F and Kato K. Analysis of ethical and social issues of large scale genome cohort/biobanking projects in Japan. The 64th American Society of Human Genetics (ASHG) Annual Meeting.

2014年10月18-22日 San Diego(US)

Ishiyama I, Yamagata Z, <u>Minari J</u>, Yoshizawa G, Muto K and Kato K. People's opinion toward informed consent/assent of children participating birth cohort study Japan. British Sociological Association Medical Sociology Group 46th Annual Conference 2014. 2014年9月10-12日 Birmingham (UK) Minari J and Kato K. The research policy regarding disclosure of genetic research results: a historical perspective in Japan. European Society of Human Genetics (ESHG) 2014 Annual Meeting. 2014年5月31日—6月4日 Milan (Italy) <u>三成寿作</u>、加藤和人 Ethical issues of sharing personal genome data through public databases. 日本人類 遺伝学会第58回大会(招待講演) 2013年11月23日宮城県仙台市 Minari J and Kato K. Research policy of the Genome Science Project in Japan. The 63rd American Society of Human Genetics (ASHG) Annual Meeting. 2013年10月22-26日 Boston (US) [図書](計 件) [産業財産権] 出願状況(計 件) 名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別: 取得状況(計 件) 名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 取得年月日: 国内外の別: [その他] ホームページ等 6. 研究組織 (1)研究代表者 三成 寿作(JUSAKU MINARI) 大阪大学大学院・医学系研究科・助教 研究者番号:60635332

(2)研究分担者

(

)

研究者番号:
(3)連携研究者
( )
研究者番号: